

鳥取縣公報

訓令

鳥取縣條例第四十號

鳥取縣監査委員條例を次のように定める。

昭和二十三年六月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣監査委員條例

第一條 監査委員（以下委員という）の監査執行に關しては法令に規定するものを除く外、この條例の定めるところによる。

第二條 委員は左に掲げる職務を行う。

- 一、縣の經營に係る事業の管理、縣の出納、その他の事務の執行を監査すること。
- 二、地方自治法第二百四十條第一項の規定による縣の出納につき例月検査及臨時検査を行うこと。

昭和二十三年六月二十九日
第 千 九 百 二 十 一 號

火 曜 日

本報ノ大キサハ國定規格A列5

- 三、地方自治法第二百四十二條第二項の規定に依る決算及証書類の審査を行うこと。
- 四、地方自治法第七十五號第一項の規定に依る監査の請求があつたとき、その請求に係る事項を監査すること。
- 五、所轄行政庁又は縣會議會の要求があるときその要求に係る事項を監査すること。
- 六、議會の指示した縣の經營に係る事業につき貸借対照表、その他必要な書類を審査すること。
- 七、縣の補助獎勵等に係る機關の当該事項の執行につき監査すること。
- 八、出納長の行う縣金庫における現金、帳簿等の検査に立合ふこと。
- 九、地方自治法第二百五條の規定に基き議會から送附せられた請願を處理すること。

第三條 前條第一號の定期監査は毎年六月から十月迄の間に於いてこれを行う。但し都合に依りこの期間以外に監査することができる。

第四條 第二條第二號の出納例月検査は毎月二十五日に行うを例とし臨時検査は毎年度二回の外必要に応じてこれを行う。

前項の臨時検査を行うときは委員はその日時及び場所等を地方自治法第二百四十條第二項の規定に依る議員に五日前に通知しなければならない。但し特別の事情あるときはこの期間を短縮することができる。

第五條 委員は常に縣の事務執行の状況に留意し必要があると認めるときは随時知事及縣會議長と協議し或いは臨時に第二條第一號に規定する事項を監査することができる。

第六條 委員は監査を行うときはその期日の七日前迄に監査の事項及び期日を知事に通知しなければならない。但し緊急監査の必要があると認めるときはこの限りでない。

第七條 監査は止むを得ない場合を除き一人以上をもつてこれを行う。

第八條 委員は知事に職務上必要な書類、帳簿等の提出を求め又は関係ある縣の職員の説明を求めることができる。

第九條 地方自治法第二百四十二條第二項の規定による決算及び証書類は翌年度十二月末日までに委員に提出し、その審査を付さなければならない。

第十條 第二條第三號の決算及び証書類及び第六號の貸借対照表、その他必要な書類の審査は、審査に付された日から三十日以内にその意見を付して知事に送付しなければならない。委員は監査を終つたときは、その結果を所轄行政庁、縣議會並びに知事に報告しなければならない。

第十一條 前條の報告中縣に於いて措置すべき事項があつた場合は当該事項所管の課長及び所長はその経過並びに結果を速かに知事及び監査委員に報告しなければならない。

第十二條 監査の結果の公表については法令若しくはこの條例に別に規定のないものは第十條の規定に依る報告と同時に縣公報に登載してこれを公表する。

地方自治法第七十五條の規定に依る公表及び地方自治法施行令第九十九條の規定により準用する同令第九十八條第一項及び第二項の規定による公衆の見易い方法による公表は適當と認める新聞に登載してこれを行う。

第十三條 地方自治法施行令第九十一條第一項の規定により監査請求代表者證明書の交付申請したものが選挙人名簿に記載されていないものであるときは委員は理由を付してこれを却下する。

第十四條 地方自治法施行令第九十一條第一項の規定に依り監査請求者に證明書を交付したときは、その者の住所氏名及び證明書交付の旨を縣公報に登載してこれを告示しなければならない。

第十五條 地方自治法施行令第五十九條の規定により準用する同令第九十八條第一項及び第二項に依る告示は縣公報に登載してこれを行う。

第十六條 地方自治法施行令第九十七條第三項の規定による監査請求書の補正期限はその都度委員がこれを定める。

第十七條 委員は議事から請願が送付せられたときは直に其の處理に着手し、その経過及び結果を次の議會に報告しなければならない。但しやむを得ない事情があるものについては委員は理由を付し予じめ議長の承認を受けなければならない。

第十八條 委員はその職務を補助させるため書記を置く。但しその定数は別に定める縣條例による。

第十九條 委員は監査について必要があるときは知事に對しその事務に従事させる縣職員を請求することとができる。

前項の規定により委員の事務に従事することを命ぜられた縣職員は監査委員の命を受けてその事務に従事するものとする。

第二十條 委員は監査に関する書類を保管しその任期が満了したとき若しくは退職したときは、これを後任者

に引續がなければならぬ。
第二十一條 法令又はこの條例に定めるものを除く外監
査に關する事項は監査委員が別にこれを定める。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。
昭和二十一年十一月鳥取縣條例第二十號鳥取縣監査委員
條例はこれを廢止する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百九十六號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保
險費を次のように取消す。

昭和二十三年六月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療所々在地 保險醫氏名 異動事項 異動年月日
西伯郡余子村 渡邊巖男 診療廢止 昭和二十三年
大字竹内八〇四 四月三十日

◇鳥取縣告示第二百九十七號

家畜傳染病予防法第七條の規定によつて次の日程により
種鶏にたいし雛白痢病檢定を施行する。

昭和二十三年六月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

檢定月日	檢定區域	檢定月日	檢定區域
七、一〇	東伯郡八橋町	七、二一	米子市
一一	西伯郡光徳村	一一	西伯郡彦名村
一三	同 所子村	一三	同 崎津村
一四	同	一四	同 渡 村
一五	同 高麗村	一六	同
一六	同 春日村	一七	同 大篠津村
一七	米子市	一八	東伯郡下北條村
一九	同	二九	同
二〇	同	三〇	同
		三一	同 八橋町

◇鳥取縣告示第二百九十八號

鳥取縣教員適格審査委員會を次のように組織した。

昭和二十三年六月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣教員適格審査委員會

委員長	中 島 正 賢
委員	柿 坂 黎 介
同	前 田 緑 綏
同	村 上 一 平
同	長 澤 美 代

◇鳥取縣告示第二百九十九號

肥料取締法第二條第二項の規定により次の者に肥料製造
營業を免許した。

昭和二十三年六月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市行徳三七〇の一	藤井 博
米子市車尾町二五五	内田 克己
岩美郡本庄村新井四	榎本 周藏
八頭郡社村宮原三七の一	坂本 勝藏
氣高郡瑞穂村宿	堀尾 英顯

東伯郡倉吉町餘戸谷町三〇八二

同 安田村光

同 赤碕町柏谷尻一八五〇の一

同 八橋町徳萬

同 赤碕町長松山一〇九九

同 倉吉町米田八一

同 大誠村西園

同 榮村上種二五七の二

同 中北條村江北一七七四

同 米子市麴町一丁目六八

同 東伯郡灘手村津原四三の一

同 浦安町逢束一〇七五

同 金市

同 下北條村松神六六三

同 倉吉町三喇寺

同 東仲町三五七三

同 餘戸谷町

同 上井町上井三二〇の四

妻藤 武夫

豊島 順一

松信 憲一

杉本 永造

大角 嘉市

福樂 辰藏

横濱 健藏

村岡 幸一

磯江 榮展

山田 壽明

山田 壽明

日本農産化學研究所

種子 實

山田 定傳

吉村 林

倉都 國治

小川 貞壽

朝倉 孝二

00513

池田 644	上田喜三郎	鳥取市材木町	中原口下谷424次1雑種地	同	5	2.40	同	2.40	
中私都 639	森本榮太郎	八頭郡下私都村花原	市場小田	山林	同	5.810	223.68	同	223.68
上私都 696	橋本しお	住所不明	野町上谷田	畑	同	931次1	25	39.84	同
同	同	同	同	同	同	288次1	5	48	同
同	同	同	同	同	同	389次1	5	7.68	同
同	同	同	同	同	同	284	105	65.20	同
津ノ井 621	三田含藏	鳥取市吉方	禰宜谷奥斧谷	畑	同	176/1	015	52.80	同
宇倍野 625	池原滋雄	岩美郡津ノ井村	斤大木本	畑	同	126/2	3	8.64	同
同	前田壽保	同	同外ヶ馬場	畑	同	61/2	3	1.048.60	同
浦富 645	岩垣富子	同上魚町	浦富下荒木	畑	同	3	621内07	\$47.20	同
同	同	同	同	同	同	1783	010外4合	12.48	同
同	磯見辨藏	同立川町2丁目	同	同	同	2398	114外3	18.24	同
同	同	同	同	同	同	2038次1	26	10.65	同
同	中島芳藏	同吉方町	同	同	同	29	18.24	同	同
同	川口惣治	同御弓町	同	同	同	653/2	21	12.96	同
成器 652	福田喜美榮	同西町	中河原西ヶ谷	畑	同	26	120外5	96.00	同
同	同	同	同	同	同	82/2	16	63.60	同
同	同	同	同	同	同	19	204	85.20	同
同	同	同	同	同	同	204	85.20	同	244.80

00513

蒲生 686	田村正文	同	馬場敷新田	畑	同	17/2	500	300.00	同	300.00
小田 621	岡垣久子	同材木町	岩常	畑	同	71	512内7	413.20	同	同
中郷 606	岡本甚市	同元魚町三丁目	濱坂若神山道北	畑	同	505	26	22.08	同	22.08
同	山根繁夫	同西町	同	同	同	834	15	26.40	同	26.40
賀露 626	永原和美	同立川町	賀露西濱	畑	同	252	1.412	207.36	同	207.36
同	諸景伸治	同茶町	同	同	同	331	1.523	227.04	同	同
大岩 642	小村又市	同江崎町	同	同	同	1757	286	188.64	同	415.68
小田 625	瀧山 章	岩美郡小田村唐川	大谷日野北山382内第1	畑	同	104	87.92	37.92	同	37.92
同	同	同	同	同	同	136	015内4	8.80	2.42	231.20
同	同	同	同	同	同	1901	212内9	100.80	27.72	同
同	同	同	同	同	同	54	201内7	73.20	20.13	同
同	同	同	同	同	同	130	209	32.80	9.02	274.89
同	同	同	同	同	同	818	1.128外6	922.40	22.12.2	同
同	同	同	同	同	同	20	1.002内5	583.60	同	506.00
同	同	同	同	同	同	009	8.64	同	同	47.04
同	同	同	同	同	同	1759	110	38.40	同	同
同	同	同	同	同	同	375	103外10	42.24	同	42.24

同	667	安藤博介	同二階町	同	353	田田	204外8	136.40	同
同				同	388	同	1,623外204	1,072.80	同
同				同	355	畑畑	315外110	184.40	同
同				同	356	同	015外20	19.20	同
同				同	138	田田	1,408外8	1,171.60	同
同	668	堀田國太郎	同東町	同	490	畑畑	200	211.20	同
同				同	317	同	007	17.76	同
同				同	437	同	002	2.88	同
同	619	倉田貞藏	同今町	同	437	同	029	30.24	同
同				同	437	同	029	30.24	同
同	682	市村房吉	同	同	1151	同	202	70.56	同
同				同	4297	同	1,407	1,420.80	同

昭和三十二年六月二十九日

自作農創設特別措置法第三條並に第十五條の規定に依り昭和二十二年三月三十一日及び同年七月二日、同年十月二日、同年十二月二日を以つて買収した農地につき同法第九條但書の規定によりこれを公告する。(昭和二十二年九月二十三日鳥取縣告示第四百十九號及び同年十二月二十三日縣告示第五百六十一號、昭和二十三年五月二十一日縣告示號外追加公告)

鳥取縣知事 西尾 豪 敬

00515

買収金書交付不能一覽表

記號番號	所有者氏名 又は 名称	住	所	農地の所在	地番	地目 及 現況	面積	対價	報償金	買收日	対價支拂 方法 及 時期 その他
阿尾縁い8	木村仁三郎	不明		下阿尾縁馬ノ脊	256	畑畑	214	49.44	22.3.31		
				同	263	同	223	56.68	同	105.12	
上私都い42	岡崎 翁	大阪市西淀川区傳 法町丁3目		明邊向田	130	同	007	48	同		
				同山根	278	同	218	8.64	同	9.12	
光徳い6	石見てるよ	大阪府堺市耳原町 2丁目塚高等女學校内		東坪田自	1791	畑畑	205外1,406	908.80	同		
				同	1774	同	210外1,500	760.00	同		
				同	1774	同	20内420	240.00	同	1,908.80	
浦安ろ174	竹永やい	不明		下伊勢鳴子田	495	畑畑	1,805	1,394.88	22.7.2	894.88	1,000
小嶋ろ108	小松美子	岡山縣勝間田町		富海東勝負谷	27	同	103	22.08	同	22.08	
黒坂ろ158	安建武市	同阿智郡上市村		福長屋敷田	1315	畑畑	117	87.60	同	87.60	
本庄ろ133	岩垣初太郎	不明		本庄岩鼻	62	同	9内1,200	991.20	同		
				同	63	同	9内1,200	991.20	同		
				同茶屋ノ木	196	同	3内317	639.20	同	621.60	2,000
榮ろ111	田中たつの	大阪市東區天神橋南詰		東六尾下代1611	同	同	1,328	891.60	同	891.60	

社名191	村岡博隆	大阪府中河内郡 龍華町植松	横田坂前	4020.4	畑畑	008	35.52	同	35.52
舊市名119	田島英夫	大阪市浪花區元町1丁目	吉方町	80	田田	1,507	1,212.80	同	212.80 1,990
堤防名118	近藤仁一	関西屋立賣松	根雨袋尻	165	畑畑	012	24.96	同	24.96
大蔵名158	田中文子	大阪府中河内郡布 施市東足代	西瀬西年賣池	855	同同	28外700	180.60	同	
小田名109	宮島浩整	不明	延興寺宮林	851	同同	1,409	368.94	同	549.54
旭名168	遠藤清雄	大阪府大正區大正 通2丁目	河内西田	1,137	同同	007	11.04	同	316.32
小瀬河名324	岡田善子	不明	鷲峰來舊	500	畑畑	008	7.68	同	22.102 7.68
堤防名354	米原實平	京都市中京區吉生 下溝町14	上原島田	650.2	田田	201内2,000	1,868.40	同	868.40 1,900
土師名340	仲谷君子	同右京區鳴瀧山	三田春田	113	同同	8外207	178.40	同	
茂名304	岩永英雄	名古屋市中區東通18 門尾平免	同和田口	74	同同	12外210	198.20	同	
				75	同同	100外1,208	1,079.20	同	350.80 1,000
				70.1	同同	79外1,407	1,344.00	同	344.00 1,000

津ノ井名304	福田國藏	兵庫縣武庫郡加古川町	香取奥袋谷	46	畑畑	125	47.62	同	47.62
長瀬名313	富本正利	熊本縣荒尾市	長瀬元ノ山F	2357	同同	1,003	339.56	同	339.56
米子名479	入江昌憲	廣島市觀音寺町坂先	西福原堀川尻丁1578の3	同同	27内718	173.66		同	
				同	1678の6	田同	225	78.44	同
				同	1591の1	同同	1,808	478.47	同
				同	同堀川尻の2	1511の1	畑同	613	149.90
				同	1591の2	田同	025	28.44	同
				同	同野日垣屋敷	畑畑	228	22.122 62.96	
溝口名675	安田作市	不明	六尾墓地	224の2	田田	001	2.45	同	
大蔵名615	竹藏恭子	神奈川縣眞島町1477	同	236	同同	1,804	1,396.15	同	
				同	216の2	同同	001	2.45	同
				同	同本落合西分	18の1	同同	26内2,106	2,045.20
寶菱名812	今島兼藏	金澤市九人橋通り	黒坂郡町間側	1540	畑畑	151	108.00	同	22.7.2 108.00
黒坂名157	小田卓願相繼人	秋田縣立秋田郡 小田ノ手子坊澤村	同	229	同同	121.82		同	22.122
余子名614	今浦 治	北海道旭川市宮下通	竹内登地落1390の1	同同	229	121.82		同	22.122
				同	1891の1	同同	281	138.74	同
若櫻名732	君村京子	兵庫縣城崎郡京町	若櫻中島	1024	同同	001	6.72	同	
				416	同同	004	1.44	同	
				132	同同	001	96	同	9.12

00518

蒲生に628	喜多川正直	福知山市岡ノ上	蒲生上後谷	998	同	2外*14	7.68	同
				1002	同	5外*016	9.12	同
				1017	同	5外*228	50.40	同
				1019	同	1外*009	4.80	同
舊市に612	伊庭 勇	兵部縣池田市西市	行徳茶屋西側284の2	同	同	005	12.00	同
				同	同	284の8	429	357.60
				同	同	246の1	320	264.00
				同	同	283	127	136.80
				同	同	283の1	216	614.40
				同	同			384.80 1,000

◇鳥取縣告示第三百二號

昭和二十一年七月鳥取縣告示第二八一號鳥取縣蠶種配付規程第一條により配付すべき蠶種の料金を次のように改め公布の日からこれを施行する。

- 昭和二十三年六月二十九日
- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 一、原蠶種の料金 一蛾につき 三圓二十錢
 一、原原蠶種の料金 同 八 圓

◇鳥取縣告示第三百三號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により岩美郡本庄村農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

- 昭和二十三年六月二十九日
- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 一、昭和二十三年六月二十九日より
 同 年同月 一 日まで

00519

◇鳥取縣告示第三百四號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により東伯郡長瀬村長及び同郡旭村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

- 昭和二十三年六月二十九日
- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 一、昭和二十三年六月二十九日より
 同 年七月 三 日まで

◇鳥取縣告示第三百五號

鳥取縣銘木識別委員會規程を次のように定め公布の日からこれを施行する。

- 昭和二十三年六月二十九日
- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 鳥取縣銘木識別委員會規程

第一條 鳥取縣銘木識別委員會（以下委員會という）は知事の監督に屬し木材需給調整規則第三條但書による検査除外品で銘木として價値のあるものにつき識別基

準に基く認定並びに證紙の貼付、検印等をなすと共に、關係業者を指導督勵することを目的とする。

- 第一條 委員會の事務所は鳥取市に置く。
 第二條 委員會の公告は日本海新聞に掲示する。
 第三條 委員會は委員二十五名以内を以て組織し委員長及び副委員長を置く。

第五條 委員は鳥取縣その他關係官公吏並びに鳥取縣木材生産組合連合會の役員及び銘木に關し學識經驗ある者の中から知事がこれを命じ又は囑託する。
 委員長及び副委員長は委員の互選によつて定める。
 委員の任期は二年とする。但し重任を妨げない。
 第六條 委員長は會務を總理す。委員長事故あるときは副委員長が職務を代理する。

第七條 委員會はその目的を達成するため左の業務を行う。
 一、銘木識別基準の設定及び要すれば銘木識別基準内規の作成。
 二、識別基準による認定業務の實施。

三、銘木認定證紙の貼付検印等。
四、前各號に關連する事項。

第八條 委員會に必要な職員若干名を置き委員長がこれを任免する。

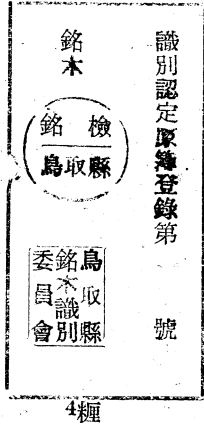
第九條 委員會は毎月の業務の状況を翌月十五日までに知事に報告するものとする。

第十條 委員會の経費は認定手数料其の他を以て之に充てる。

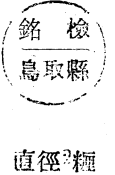
第十一條 委員長はこの規程に定められた範圍内において業務施行規程を定め知事の承認を受けるものとする。
第十二條 銘木認定證紙及び検印等の様式は左の通りとする。

様式

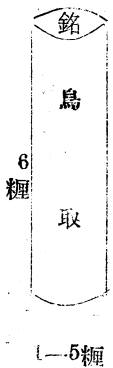
(認定證紙)



(検印)



(割印) 検印後委員において證紙に割印する



鳥取縣告示第三百六號

物價統制令第四條の規定によつて精米麥加工料金の統制額を次のように指定し昭和二十二年八月鳥取縣告示第三百四十五號中の精米精麥の欄はこれを削除する。

昭和二十三年六月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、精米加工料金

一俵につき(六〇匁) 一八圓〇〇

(イ)この料金は玄米二〇〇につき九六以上を委託者に渡すものとする。

(ロ)玄米より搗精する際に生ずる米糠は一俵につき

一、胚二〇〇以上を委託者に渡すものとする。

二、精麥加工料金

玄小麥、玄稗麥一俵(六〇匁)につき 四五圓〇〇

玄大麥 同 (四五匁)につき 四五、〇〇

(イ)この料金は玄小麥重量一〇〇につき精小麥八六以上を、玄稗麥八五以上、玄大麥七三以上を夫々委託者に渡すものとする。

(ロ)玄麥より搗精する際に生ずる麥糠は小麥については一俵につき六匁六〇〇以上を、稗麥については七匁二〇〇以上を、大麥については一〇匁八〇〇以上を夫々委託者に渡すものとする。

三、委託者の要求により加工量目を増減する場合は前各項規定の副産物量目を前各項の基準により加減することが出る。

四、前各項加工に要する副材料は受託者の負担とする。

五、委託品の受渡場所は受託者の工場又は店舗とする。

六、右の加工料金中計算上端数を生じた場合は六錢以上は十錢に繰上げ、五錢以下は切捨てるとする。

七、政府米麥の加工料金についてはこの統制額は適用しなす。

八、業者は本統制額を工場又は店舗の見やすい處に掲示しなければならなす。